

エコノミスト 360° 視点



渡辺 博史 国際通貨研究所理事長

行政に問われる「執行」の覚悟

新型コロナ対策を巡って
自粛要請では不十分。強制措置が行えるような法改正が必要だ」という議論がある。補償としての手当支給が課題となるが、正しい考え方だと思う。しかし、その考え方を実行するには、執行についてかなりの覚悟が行政側、当局側になければならない。

法に違反するある行為に対して摘発、留置、罰金、強制

閉鎖などの措置が定められていれば、実行されねばならぬことは当然だ。しかし、そうではない例も多い。

例えば、スマートフォンを使用しながら自転車に乗る「ながら運転」だ。道路交通法などはこうした行為を危険として禁止している。違反すれば罰金を科されることになる

ではないと変わらない。賭けマージャンなどへの対応も似たような状況かもしれない。何がなんでも罰金を科せばよいというものではない。駐車違反の金額と駐車場料金の比較のように、たまにしか捕捉されなければ、点数過料、料料、反則金、課徴金（以下「罰金」と略称）といふ金額的処罰の抑止効果も著しく損なわれる。何回かに一回しか捕まらない、何年に一度しか捕捉されない、とい

ている」ということだ。たまにしか処罰されないのであれば、「処罰されたのは法律に違反したから、気運が悪かった」「皆がやってるので不公平だ」という違法行為者の自己弁護や訴訟を招く。法が期待する矯正としての反省ではなく、不満だけが醸成される。また、罰金が減額補正」が相当に効いているのである。駐車違反の金額と駐車場料金の比較のように、たまにしか捕捉されなければ、点数

を別にすれば、駐車違反の方が安価だということになる。脱税という犯罪についても、それを見つけるための調査頻度である「実調率」が一回下回って久しい。それで

ことであれば、社会的に相当といつて定められた「罰金」の持つ実質的負担効果は減殺される。「確率的減額補正」が相手に効いているのである。駐車違反の金額と駐車場料金の比較のように、たまにしか捕捉されなければ、点数を別にすれば、駐車違反の方が安価だということになる。脱税という犯罪についても、それを見つけるための調査頻度である「実調率」が一

も、一度「レーダー」の視野に入れば、最大7年分の実態について調べ点検ができるので、確率的減額補正の程度は小さくなる。しかし、常習的な多年行為ではない単発の行為については、遡って対応することは難しい。

100%捕捉して処罰するのは簡単なことではない。そうしようとしても、それだけの人的あるいは機器的インプレッションが高まり、より強烈な自警警察」の動きを誘発しかねない。「強制措置が可能な法律を作った!」と言いつ放しにするのではなく、的確に実行することを可能とする制度が、せいぜい説論で終わっているのではないか。これで

いる。だが、その大前提は「ほとんどどの場合、キチンと処罰され